

マイナンバー法に基づく本人確認措置について①

- 番号制度では、本人又はその代理人から個人番号の提供を受ける時に、マイナンバー法第16条に基づく本人確認措置を行うことが義務付けられています。
- マイナンバー法に基づく本人確認措置では、「番号確認」と「身元（実存）確認」を行います。

番号確認 : 提供された個人番号が正しい番号であることの確認

身元（実存）確認 : 個人番号の提供を行う者が番号の正当な持ち主であることの確認

本人確認には「身元確認」と「番号確認」が必要です

個人番号カードを
持っている場合

身元確認と番号確認が、
カード1枚で可能です。

個人番号カード



個人番号カードを持っていない場合

以下のもので、身元確認と番号確認をしてください。

身元確認

運転免許証orパスポートなど



番号確認

通知カードor

住民票（マイナンバー付き）など



※デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は同日前に正しく変更手続きがとられている場合に限り、引き続き、利用可能。

※政府広報用リーフレットから引用

国民年金第3号被保険者関係届（以下「3号届」）における第3号被保険者の本人確認

- 3号届は、厚生年金被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者が、厚生年金被保険者の勤務先の事業主（船舶所有者を含む。以下同じ。）を経由して日本年金機構に届出を行います。
- 第3号被保険者が3号届に本人の個人番号を記載して届出する場合は、事業主又はその委託を受けた厚生年金被保険者が第3号被保険者の本人確認を行う必要があります。

マイナンバー法に基づく本人確認措置について②

□ 第3号被保険者の本人確認措置の実施方法

3号届の手続きにおいて行われる本人確認措置の実施方法には、以下の3通りあり、確認方法毎に、実施主体が異なります。

	第3号被保険者の 本人確認	説明
①直接提出の場合	事業主	第3号被保険者が事業主等に3号届を直接提出する場合は、 <u>事業主</u> が第3号被保険者の本人確認を行います。
②代理提出の場合	事業主	厚生年金被保険者が第3号被保険者の委任を受けて、代理人として事業主等に3号届を提出する場合は、 <u>事業主</u> が第3号被保険者の本人確認を行います。
③確認事務の委託の場合	厚生年金被保険者	事業主が厚生年金被保険者に個人番号関係事務（本人確認の事務）を委託する場合は、 <u>厚生年金被保険者</u> が第3号被保険者の本人確認を行います。

※ 3通りの方法のうち、いずれの方法を採用するかは、事業主の判断に委ねられます。

□ 3号届の様式の第3号被保険者欄に届出に係る委任の文言を追加します。

3号届の様式の第3号被保険者欄に「※届書の提出は配偶者（第2号被保険者）に委任します□」の文言を設けます。

⇒上記②のケースでは、3号届の□にチェック✓を入れます。その場合は、様式を委任状として取扱うことができ、第2号被保険者（厚生年金被保険者）が第3号被保険者の代理人として事業主に届書を提出することができます。

B. 第3号被保険者欄	①	この届書記載のとおり届出します。 平成 年 月 日 氏名 日本年金機構理事長あて (りかへ) (氏名)										(印)
	⑦	住所		同居・別居 〒 - - ※同居の場合も住民票の住所を記入してください。								
	⑨	第3号被保険者になった日		7.	平成		年		月		日	理由

該当

日本年金機構が実施するマイナンバー法第16条に基づく本人確認について

日本年金機構がマイナンバーの提供を受ける場合、マイナンバー法第16条に基づき、以下のとおり本人確認(マイナンバーの確認と身元(実存)確認)を実施します。なお、代理人が本人のマイナンバーを提供する場合は、本人のマイナンバーの確認にあわせて、戸籍謄本、委任状等の書類による代理権の確認と、代理人の身元(実存)確認を行います。

【日本年金機構が本人からマイナンバーの提供を受ける場合】

○対面・郵送による場合（対面の場合は原本により確認。郵送の場合は原本またはその写しにより確認）



マイナンバーの確認

■次に掲げる書類のうちいずれか1つによる確認

- ①マイナンバーカード
- ②通知カード※
- ③マイナンバーが記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書

※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は同日前に正しく変更手続がとられている場合に限り、引き続き、利用可能。

■左記による確認が困難な場合は、次の方法による確認

- ・地方公共団体情報システム機構への確認
- ・日本年金機構において過去に本人確認等の上で作成した特定個人情報ファイルによる確認

身元(実存)確認

■次に掲げる書類のうちいずれか1つによる確認

- ①マイナンバーカード
- ②運転免許証、運転経歴証明書
- ③住民基本台帳カード(写真付きのもの)
- ④旅券(パスポート)
- ⑤身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ⑥在留カード、特別永住者証明書
- ⑦官公署等が発行した資格証明書で次に掲げるもの(写真付きのもの)☆

- ・船員手帳
- ・海技免状
- ・小型船舶操縦免許証
- ・猟銃・空気銃所持許可証
- ・戦傷病者手帳
- ・宅地建物取引士証
- ・電気工事士免状
- ・無線従事者免許証
- ・認定電気工事従事者認定証
- ・特種電気工事資格者認定証
- ・耐空検査員の証
- ・航空従事者技能証明書
- ・運航管理者技能検定合格証明書
- ・動力車操縦者運転免許証
- ・教習資格認定証
- ・検定合格証(警備員に関する検定の合格証)

■左記による確認が困難な場合は、次に掲げる書類2つ以上による確認(異なる丸数字の組合せが必要)

- ⑧被保険者証、組合員証(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険、共済組合)〈介護保険以外は最長で令和7年12月1日まで有効〉
- 〈令和6年12月2日以降〉
- 資格確認書(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、共済組合)
- ⑨健康保険日雇特例被保険者手帳
- ⑩児童扶養手当証書
- ⑪住民基本台帳カード(写真付きでないもの)
- ⑫公的年金(企業年金、基金を除く)の年金証書または恩給証書
- ⑬基礎年金番号通知書、年金手帳
- ⑭日本年金機構が交付した通知書(年金額改定通知書、年金振込通知書 等)☆
- ⑮印鑑登録証明書
- ⑯学生証(写真付きのもの)☆
- ⑰官公署等が発行した身分証明書(写真付きのもの)☆
- ⑱官公署等が発行した資格証明書(写真付きのもので⑦に掲げる書類以外のもの)☆

- (備考)
- ・☆印(⑦、⑭、⑯、⑰、⑱)については、氏名、生年月日(又は住所)が記載されたものに限る。
 - ・⑧、⑨について、写しを添付する場合は、被保険者証等に記載された保険者番号及び記号・番号等(QRコードを含む)を判別、復元できないようマスキング(黒塗り等)する。
 - ・資格(身分)証明書(官公署等が発行する証明書で、氏名、住所、生年月日、顔写真など、個人を特定する情報を記載、貼付した有効期限内のもの)は原本の提示が必要(写しや画像は不可)。
 - ・日本年金機構が基礎年金番号・氏名・住所等を予め印字して本人に交付した届書等については、当該届書等を使用して届出を行う場合には、これを身元(実存)確認書類として扱う。

日本年金機構が実施するマイナンバー法第16条に基づく本人確認について

○電話による場合

マイナンバーの確認	身元(実存)確認
■次に掲げるいずれかの措置による確認 ・地方公共団体情報システム機構への確認 ・日本年金機構において過去に本人確認等の上で作成した特定個人情報ファイルによる確認	■本人の氏名・生年月日・住所の確認 ■本人しか知り得ない事項(年金の受取先金融機関名称等)による確認

○オンラインによる場合

マイナンバーの確認	身元(実存)確認
■マイナンバーカード(ICチップの読み取り)による確認	
■次に掲げるいずれかの措置による確認 ・地方公共団体情報システム機構への確認 ・日本年金機構において過去に本人確認等の上で作成した特定個人情報ファイルによる確認	■次に掲げるいずれかの措置による確認 ・公的個人認証による電子署名による確認 ・日本年金機構が適当と認める方法による確認 (マイナンバーカード・運転免許証・旅券等のイメージデータ等(画像データ、写真等)の電子的送信等、民間事業者の個人認証サービスによる電子署名)

【日本年金機構が本人の代理人から本人のマイナンバーの提供を受ける場合】

	対面・郵送による場合(郵送の場合は写しで可)	電話による場合(※)	オンラインによる場合
代理権の確認	■次に掲げる書類による確認 ・法定代理人の場合：戸籍謄本等 ・任意代理人の場合：委任状 ■上記による確認が困難な場合は、官公署等から本人に対し一に限り発行・発給された書類(本人の健康保険証等)	※法定代理人のみ可能 (以前に法定代理人の届出があった者に限る。) ■本人及び代理人しか知り得ない事項(本人と代理人の関係、年金の受取先金融機関名称等)による確認	■代理権を証明する情報の送信(委任状データの電子的送信等)による確認
代理人の身元(実存)確認	■本人の場合に準じた方法による確認		■本人の場合に準じた方法による確認
本人のマイナンバーの確認	■本人の場合に準じた方法による確認	■本人の場合に準じた方法による確認	■次に掲げるいずれかの措置による確認 ・地方公共団体情報システム機構への確認 ・日本年金機構において過去に本人確認等の上で作成した特定個人情報ファイルによる確認